

建設



新居浜駅菊本線（H20年度供用）

建設

1 都市計画

都市計画法が昭和8年に町にも適用できることになり、同年12月9日新居浜町に都市計画法が適用された。

その後昭和10年5月4日に新居浜都市計画区域として、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村を指定し、昭和27年3月31日に垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を都市計画区域に追加した。

そのうち、用途地域は昭和15年4月4日に（昭和26年5月23日変更、昭和37年3月7日変更）、準防火地域は昭和26年5月23日に、都市計画臨港地区は昭和40年3月24日に（平成19年2月20日変更）、それぞれ決定している。

新しい都市計画法が昭和44年6年14日に施行され、最も重要な都市計画として無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域（線引き）を定めることになり、昭和48年12月28日に東予広域都市計画区域（新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の旧3市2町）の指定と同時に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、用途地域についても昭和49年1月18日に従来の4地域から8地域に指定替えを行った。

昭和62年5月26日には第1回目の線引きの変更を行い、同時に用途地域も変更した。その後、都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日施行）により、用途地域の種類が8種類から12種類になったことに伴い、平成8年5月31日に新用途地域に指定替えを行った。

平成13年7月13日には第2回目の線引きの変更を行ったが、同年から施行された改正都市計画法で線引きが選択制になったことに伴い、平成16年5月14日に線引きを廃止し、旧市街化調整区域における良好な居住環境の形成・保全を図るために特定用途制限地域を指定した。

その後、平成20年10月1日には線引き廃止や社会経済情勢の変化等に対応するため、用途地域及び特定用途制限地域を変更している。

都市計画区域については、近年の市町村合併の進展等をふまえ新居浜市と西条市を別々の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、平成21年1年13日に東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域に変更するとともに、合わせて関連する都市計画の名称を変更した。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスターplan」は、平成13年6月に策定され、その後の社会情勢の変化や上位計画の見直し、旧別子山村との合併などの変化に対応するため、平成19年2月に改訂した。

都市計画道路は昭和14年5月5日に（昭和29年12月21日全面変更）決定され、その後の社会情勢の変化に対応すべく昭和60年8月20日に国道11号新居浜バイパスを含め、4路線を追加するとともに全路線の見直しを行っている。

公園は、滝の宮公園（昭和27年3月31日決定）を最初に、駅前1、2、3、4号公園（平成15年1月10日決定）

まで各種公園を逐次決定している。

下水道は昭和35年8月25日に当初決定し、これまで数次にわたり排水区域を拡張してきた。その後の整備の進捗をふまえ、平成18年1月27日に変更し、排水区域を全体で2,127haとした。

その他の都市施設については、墓園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場、火葬場及び一団地の官公庁施設を決定している。

(1) 都市計画区域 (21.4.1現在)

名 称	面 積 (ha)
新居浜都市計画区域	9,998.0

(2) 地域地区

ア 用途地域

名 称	面 積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	構成率 (%)
第一種低層 住居専用地域	80.7	40	60	3.2
	319.5	50	80	12.6
第一種中高層住居専用地域	378.9	60	200	15.0
第一種住居地域	499.1	60	200	19.8
第二種住居地域	48.6	60	200	1.9
準住居地域	63.4	60	200	2.5
近隣商業地域	27.8	80	200	1.1
商業地域	201.1	80	400	8.0
準工業地域	57.1	60	200	2.3
工業地域	137.5	60	200	5.4
工業専用地域	713.1	60	200	28.2
計	2,526.8	—	—	100.0

イ 特定用途制限地域

名 称	面 積 (ha)
市街地周辺地区	約 830
幹線道路沿道地区	約 130
田園居住地区	約 6,445
産業居住地区	約 66
計	約 7,471

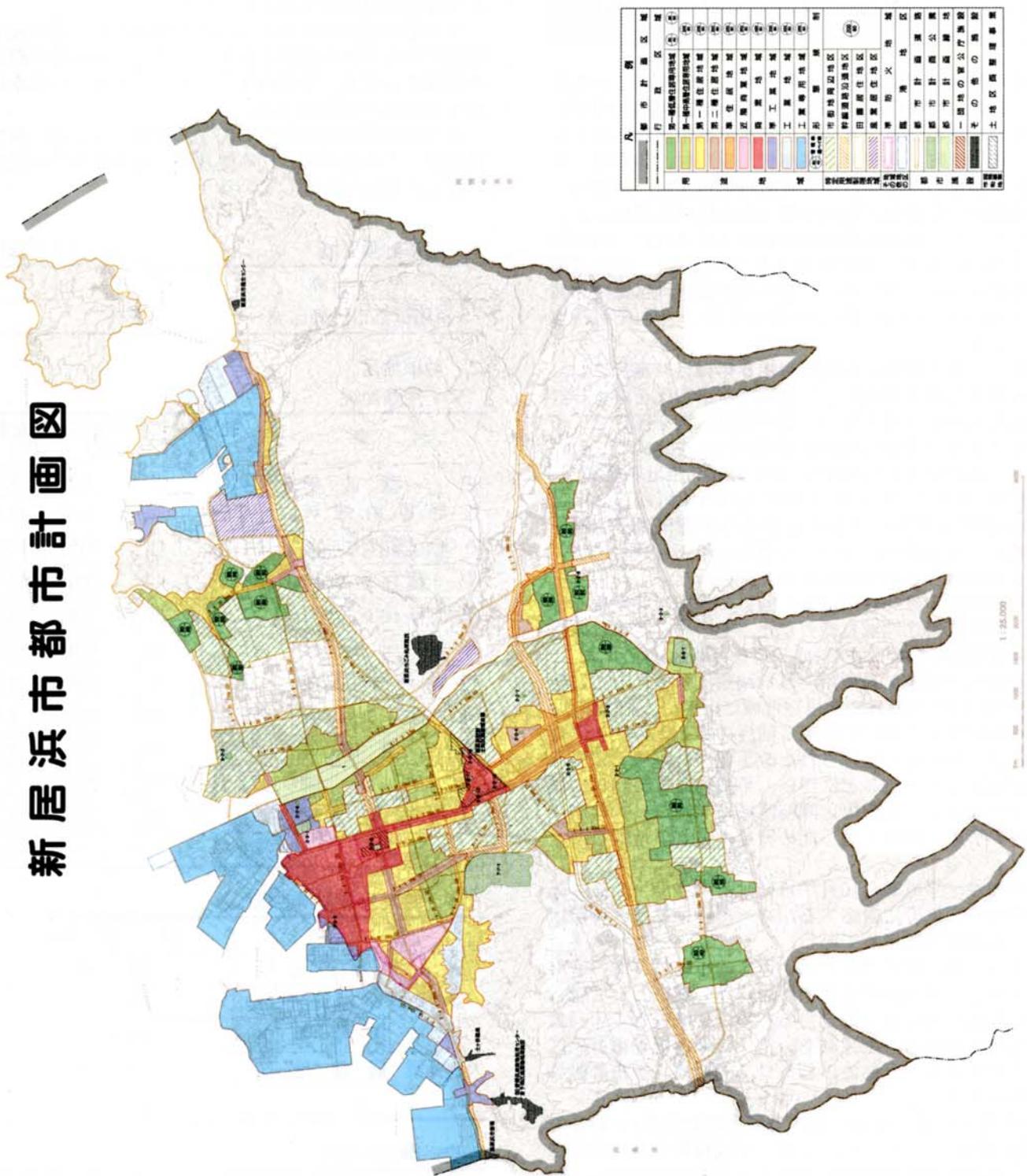
ウ 準防火地域

名 称	面 積 (ha)
準防火地域	114

エ 臨港地区

名 称	面 積 (ha)
新居浜臨港地区	412.3
東予臨港地区	275.9
計	688.2

新居浜市都市計画図



(3) 都市施設

ア 街 路

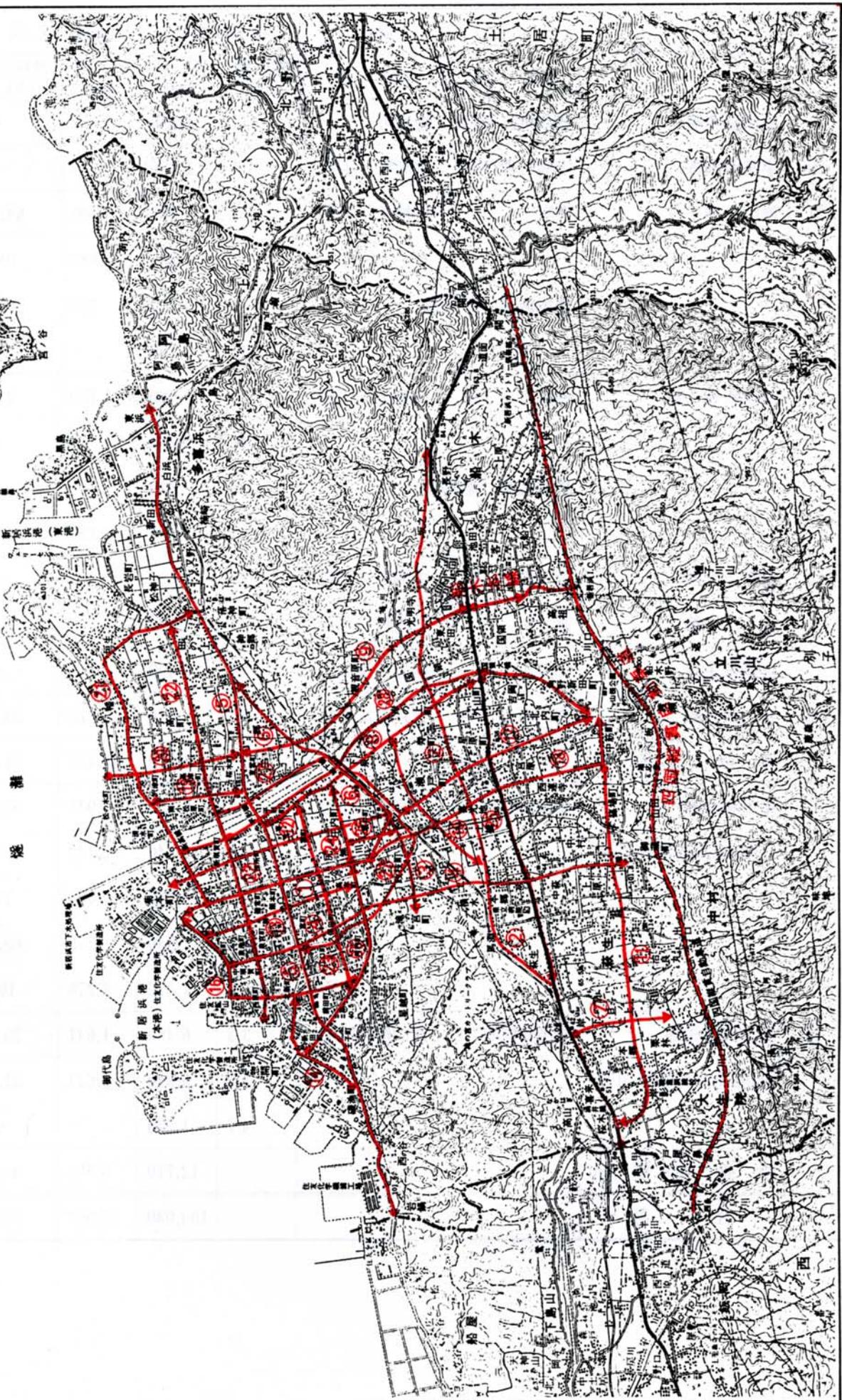
(21.4.1 現在)

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進 捗 率 (%)	
1	新居浜駅港町線	坂井町二丁目	港町	32.0	3,220	3,148	97.8	
		(起点に7,100m ² の交通広場)		27.0	620	548	88.4	県 施 行
				32.0	2,210	2,210	100	"
				18~25	390	390	100	市 施 行
2	新居浜バイパス線	大生院字広坪	船木字下長野	30	9,930	4,177	42.1	
	(国道11号バイパス)			30	4,230	1,299	30.7	国 施 行
				35	1,590	438	27.5	"
				40	3,110	1,528	49.1	"
		高架部		47	880	792	90.0	"
		橋梁幅員 (国領川橋)		27	120	120	100	"
3	駅前滝の宮線	坂井町二丁目	滝の宮町	20	1,150	1,145	99.6	
				20	310	305	98.4	市施行(区画)
				20	840	840	100	市 施 行
4	西町中村線	西町	中村四丁目	20	5,440	2,263	41.6	
				18	1,910	1,420	74.3	県 施 行
				20	1,950	667	34.2	"
		鉄道交差部		15.3~ 25.3	260	49	18.8	"
				20	1,320	127	9.6	市 施 行
5	磯浦阿島線	磯浦町	阿島二丁目	20	11,400	11,400	100	
				20	5,630	5,630	100	県 施 行
				29	1,820	1,820	100	"
				22	3,690	3,690	100	"
		橋梁幅員 (平形橋)		22	260	260	100	"
6	駅前郷線	坂井町二丁目	郷二丁目	16	2,890	2,072	71.7	
				16	2,610	1,792	68.7	県 施 行
				20	120	120	100	"
		橋梁幅員 (城下橋)		12	160	160	100	"
7	岸の下旦の上線	萩生字岸の下	萩生字旦の上	16	1,330	—	—	市 施 行

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進 捗 率 (%)	
8	平形外山線	平形町	外山町	16	3,440	786	22.8	
				16	3,010	786	26.1	市 施 行
9	郷桧の端線	郷一丁目	船木字桧の端	16	3,700	1,186	32.1	
				16	3,370	1,057	31.4	県 施 行
10	下泉中村松木線	下泉町二丁目	中村松木二丁目	16	2,130	330	15.5	
				16	70	—	—	県 施 行
11	上部東西線	西連寺町二丁目	大生院字岸影	16	4,970	2,083	41.9	市 施 行
				16	2,060	330	16.0	市 施 行
12	新居浜駅菊本線	坂井町二丁目	菊本町一丁目	15	2,910	2,600	89.3	市 施 行
13	大江橋高木線	港町	高木町	15	2,100	290	13.8	市 施 行
14	磯浦新田線	磯浦町	新田町一丁目	12	1,750	1,750	100	
				12	1,550	1,550	100	市 施 行
15	新田高木線	新田町三丁目	高木町	15	2,820	2,340	83.0	
				18	480	—	—	市 施 行
				15	1,710	1,710	100	"
16	河内町港町線	河内町	港町	15	3,040	2,680	88.2	
				16	900	900	100	市 施 行
				15	1,280	920	71.9	"
				18	860	860	100	"
17	駅裏中筋線	坂井町三丁目	中筋町一丁目	11	2,900	2,900	100	市 施 行
(起点に3,200m ³ の交通広場)								
18	高木中筋線	高木町	中筋町一丁目	11	3,970	2,550	64.2	
				20	1,620	1,620	100	県 施 行
				20.0~ 22.2	310	310	100	"
				11	2,040	620	30.4	"

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 摶 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進 摶 率 (%)	
19	沢津桜木線	沢津町二丁目	桜木町	11	1,220	—	—	市 施 行
20	宇高西筋線	宇高町四丁目	宇高町一丁目	11	1,780	—	—	市 施 行
21	港町松神子線	港町	松神子二丁目	11	4,980	3,190	64.1	
				11	2,880	2,880	100	県 施 行
		橋梁幅員 (新高橋)		9	310	310	100	"
				16	1,790	—	—	"
22	西原松神子線	西原町一丁目	松神子一丁目	11	5,480	150	2.7	
				15	2,210	—	—	市 施 行
		橋梁幅員 (敷島橋)		9	320	—	—	"
				11	2,950	150	5.1	"
23	前田庄内線	前田町	庄内町二丁目	11	2,520	—	—	市 施 行
24	高木庄内線	高木町	庄内町三丁目	11	1,090	—	—	市 施 行
25	上泉萩生線	上泉町	萩生字岸の下	11	4,490	—	—	国 施 行
26	庄内坂井線	庄内町五丁目	坂井町二丁目	13	670	373	55.7	市 施 行
	幹 線 街 路 計				91,320	47,413	51.9	
27	中央環状線	新須賀町四丁目	一宮町二丁目	3.5	6,230	3,945	63.3	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	2,140	2,140	100	市 施 行
				2.0	2,280	160	7.0	"
				6.8	540	375	69.4	"
				14.0	1,270	1,270	100	"
28	新須賀山根線	新須賀町四丁目	北内町四丁目	3.5	6,480	1,641	25.3	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	5,210	1,641	31.5	市 施 行
				4.7	1,270	—	—	"
	特 殊 街 路 計				12,710	5,586	43.9	
	合 计				104,030	52,999	50.9	

新居浜市都市計画道路網図



イ 公園・緑地

(ア) 都市公園

都市計画公園

(21.4.1 現在)

種類	種別	公園名	位置	計画決定面積(ha)	開設面積(ha)
基幹公園	住区基幹公園	街区	土橋公園	土橋二丁目	0.63
		"	新田公園	角野新田町一丁目	0.29
		"	喜光地公園	喜光地町二丁目	0.17
		"	瀬戸児童公園	瀬戸町	0.20
		"	中須賀公園	中須賀町二丁目	0.19
		"	新須賀公園	新須賀町四丁目	0.16
		"	寿公園	寿町	0.28
		"	船木公園	船木字国領	0.27
		"	西喜光地公園	西喜光地町	0.21
		"	駅前1号公園	坂井町一丁目	0.15
		"	駅前2号公園	坂井町二丁目	0.14
		"	駅前3号公園	坂井町一丁目	0.11
		"	駅前4号公園	坂井町二丁目	0.41
		計13力所		3.21	2.56
	近隣	新居浜公園	新須賀町三丁目	2.70	2.70
		"	中央公園	繁本町	0.50
		"	松の木公園	松の木町	0.70
	計3力所			3.90	3.91
特殊公園	都市基幹公園	総合	山根公園	角野新田町三丁目	10.20
		計1力所		10.20	10.20
都市緑地	風致	滝の宮公園	滝の宮町	51.70	41.70
都市緑地	国領川緑地	国領川河川敷	新高橋～城下橋	65.50	36.05
計	19力所			134.51	94.42

その他の都市公園

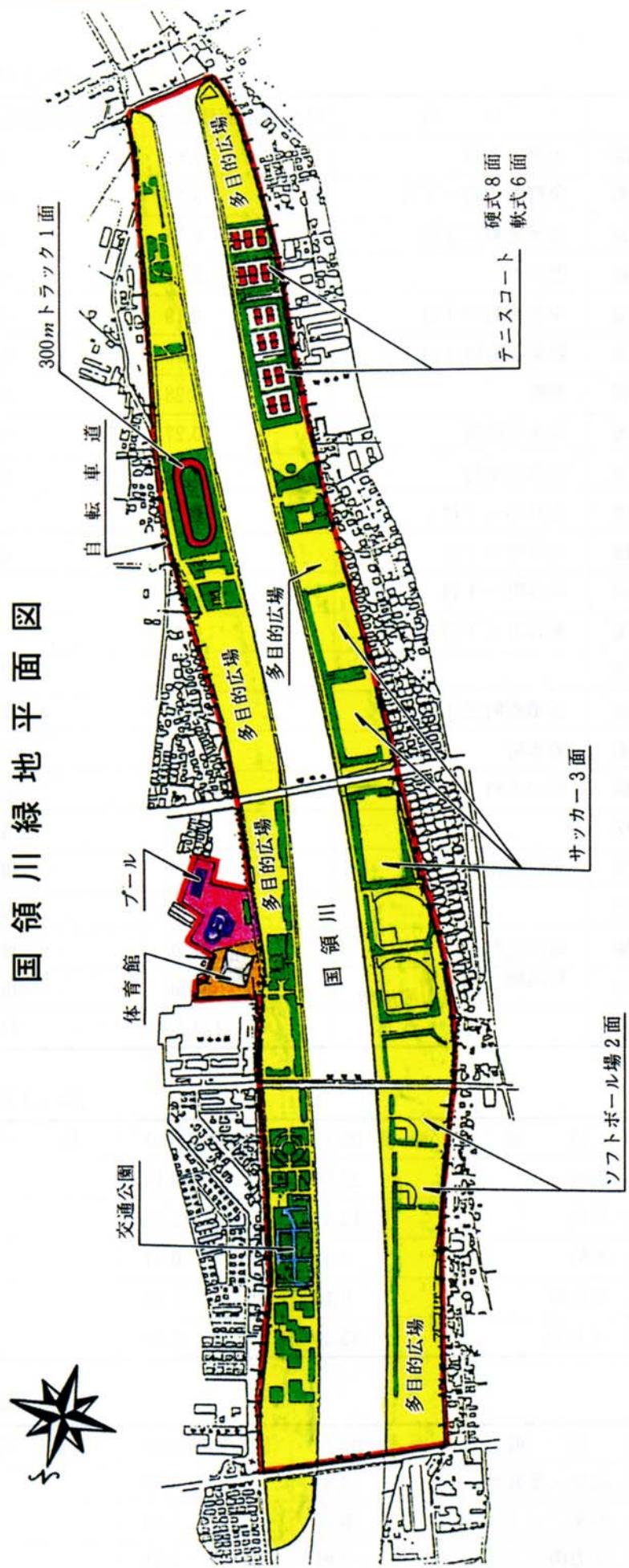
(21.4.1 現在)

名称	種別	位置	面積(ha)	開設面積(ha)	備考
池田池公園	風致	船木	22.14	22.14	
黒島海浜公園	"	黒島	12.55	12.55	
ふれあい広場	広場	港町	0.47	0.47	
憩いの森	"	泉池町	0.14	0.14	
	計	4力所	35.30	35.30	

(イ) その他の公園・緑地

(21.4.1 現在)

名称	種別	位置	面積(ha)	開設面積(ha)	備考
黒島工業団地緑地	緑地	黒島・多喜浜	3.82	3.82	
垣生工業団地緑地	"	垣生	0.09	0.09	
	計	2力所	3.91	3.91	



凡例・施設概要表		種別	箇所数	箇所	面積	備考
■	都市計画決定区域					
■	ゲートボール場	自転車道	1	1.1ha		
■	河川敷 未利用地管理用道路等	W=3.5, L=1.700	4	0.2		8.5
■	(高水敷) 小	計				42.9
■	水	面				20.9 河川水面
■	ブル	1	1			1.7 平地
■	体育館	1				65.5
合計						

山根公園



黒島海滨公園



ウ 公営駐車場

(20.4.1 改正)

名 称	位 置	駐車できる自動車の種類	面積 (m ²)	収容台数 (台)
西原中須賀駐車場	中須賀町二丁目甲 1546番地の42 他	普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (積載物を含め長さ 5 メートル以下のものに限る)	2,150	83

使用料及び実績

区 分			使 用 料 (円)	平成20年度実績	
定期駐車	西原中須賀駐車場	1月		台数(台)	金額(円)
定期駐車	西原中須賀駐車場	1月	1台につき 2,100	924	1,940,400
定期駐車 以外の駐車	西原中須賀駐車場	1回	基本料金 (3時間以内)	1台につき 50	3,550
			超過料金 (3時間を超え 1時間ごと)	1台につき 20	(2,362) 272,720

注：角野駐車場は、平成16年6月で廃止した。

(4) 緑化推進

潤いのあるアメニティ・タウンを目指し、自然と調和のとれた緑と花と彫刻のある郷土づくりを市民とともに推進している。

平成20年度実績

・花いっぱい運動の推進

平和通り、池田池公園、中央公園など市内の公園等に、四季折々の花を植え、潤いのあるまちづくりを推進した。

ポケットパーク

年 度	名 称	位 置	面 積 (m ²)	彫刻製作者
63	犬の見た夢 一別子一	一 宮 町	141.56	佐々木 実
元	リズム & ハーモニー	高 木 町	156.30	"
"	女 の 子 ・ 二 人	西 喜 光 地 町	153.42	阿 部 誠 一
2	自 然 の 恵 み に	江 口 町	168.00	宮 内 宏
"	S W E L L (うねり)	阿 島	138.99	相 原 誠 則
3	陽 の 中 で	寿 町	205.86	近 藤 哲 夫
"	萌 い す る	松 神 子	57.46	堀 内 健 二
"	夢 は る か	繁 本 町	5.00	谷 口 淳 一
4	め (慧 眼)	神 郷	80.10	藤 部 吉 人
"	青 春 譜	泉 池 町	43.50	松 岡 高 則
5	長 衣 の 女	西 連 寺 町	104.80	笛 戸 千津子
"	風	東 田	60.98	石 田 光 男

※その他 平成8年度愛媛県において王子町にポケットパーク（面積1,482m²）が開設されたのに伴い、平成9年度生涯学習都市宣言を受けて「学習の木」のモニュメントを市において設置した。

(5) 開発許可

ア 都市計画法関係年度別処理件数

区分 年度	第43条第1項 既存宅地確認申請	第 29 条 開発行為許可申請	市規則第4条 開発行為工事着手届	第 36 条 開発行為工事完了届	第 37 条 開発行為建築承認
16	—	16 (—)	16	22	1
17	—	19 (—)	16	11	4
18	—	23 (—)	26	25	1
19	—	18 (—)	15	20	1
20	—	15 (—)	15	17	0

()内は市街化区域の開発許可件数

イ 国土利用計画法届出件数

区分 年度	國土法届出件数	遊休土地調査件数
16	15	1
17	6	1
18	5	0
19	4	0
20	11	0

2 区画整理事業

新居浜駅前地区

本地区は、新居浜市の玄関口として、にぎわいの創出、複合的都市機能の充実、商業機能の強化、交通体系の確立、居住環境の改善を目標に新たな都市拠点の構築を目指している。

まちづくりの具体的方向としては、土地区画整理事業による総合的整備が必要であることから、平成元年度に「情報と文化にあふれたにぎわいのあるまちづくり」をテーマに基本構想を作成した。

平成2、3年度には、この基本構想をもとに、より具体的な基本計画(案)を作成し、平成4～8年度にかけては、地元の代表からなる「まちづくり協議会」の意見を取り入れて、基本計画の見直しをすると共に、時間をかけて合意形成を図ってきた。

その結果、平成9年8月に都市計画決定、平成10年4月に事業計画の決定公告、平成14年9月に仮換地指定を行い、施工移転計画に基づき事業推進を図っており、平成22年度の工事完了を目指している。

土地区画整理事業の推進にあたっては、権利者との協力関係が不可欠であり、「駅前地区まちづくりだより」による、事業のPR、作業の進捗状況、今後の予定、質疑応答などの情報を提供している。

さらに、まちづくり協議会によってとりまとめられた「まちづくりのルール」の実現を図り、市民と行政が一体となって未来に残すにふさわしいまちづくりを行っている。

こうした中、平成17年4月に、権利者代表や交通事業者、公募市民らでつくる「駅前広場等検討委員会」から『あかがねの恵み・新居浜の創造』をテーマとする駅前広場とシンボルロードの整備基本計画が提出された。

その後、都市基盤の整備と併せて、賑わいづくりの中心となる芸術文化施設や民間施設を導入するための具体的な計画として平成20年3月に新居浜駅周辺地区整備計画を作成、市民の代表で構成する検討委員会を設置して、駅周辺の公共施設の基本設計や景観デザインについて検討・協議した。今後、関係機関と協議を重ね事業を推進していく方針である。

また、事業の施行に伴い整備される駅前4号公園については、正光寺山古墳を活かすため、文化財保護の専門家等で構成する検討委員会を設置し、発掘調査を

行いながら具体的な整備内容を検討・協議している。

一方、駅前地区だけでなく、新都市拠点として駅南を含めた駅周辺の一体的かつ総合的な整備のためには、今後、地元や関係機関と積極的な調整を図っていく必要がある。

事業計画の概要

1 事業名称	新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
2 施行者	新居浜市
3 施行地区	坂井町、庄内町の各一部
4 施行面積	27.8 ヘクタール
5 都市計画決定	平成9年8月19日
6 事業計画決定	平成10年4月23日
7 事業施行期間	平成10年4月23日～ 平成23年3月31日（予定）
8 総事業費	約273億円（予定）

3 道 路

(1) 市域内道路

(20.4.1 現在)

種 別	舗 装		砂 利 道		計		舗 装 率	
	実延長 (m)	道路部 面積(m ²)	実延長 (m)	道路部 面積(m ²)	実延長 (m)	道路部 面積(m ²)	実延長 (%)	道路部 面積(%)
国 道	14,249.0	250,824.0	0	0	14,249.0	250,824.0	100.0	100.0
県道	主要地方道	59,094.3	738,405.1	1,407.1	1,661.5	60,501.4	740,066.6	97.7
	一般県道	26,982.1	284,858.8	4,199.2	4,757.1	31,181.3	289,615.9	86.5
市 道	374,587.0	2,266,962.2	99,227.1	350,595.0	473,814.1	2,617,557.2	79.1	86.6

注：愛媛の道路(資料編)より

(2) 市 道

ア 市道の現況

(20.4.1 現在)

種 別	路 面 别 内 訳					合 計 (実延長) (m)	舗装延長率 (%)	路線数			
	砂利道 (m)	舗 装 道									
		セメント系 (m)	アスファルト系								
一級市道	6,307.3	518.6	20,172.4	36,558.8	0	57,249.8	63,557.1	90.1	56		
二級市道	5,354.3	2,987.0	2,475.6	23,786.5	0	29,249.1	34,603.4	84.5	32		
小計	11,661.6	3,505.6	22,648.0	60,345.3	0	86,498.9	98,160.5	88.1	88		
その他の市道	87,565.5	8,253.7	24,067.2	255,767.2	0	288,088.1	375,653.6	76.7	884		
計	99,227.1	11,759.3	46,715.2	316,112.5	0	374,587.0	473,814.1	79.1	972		

イ 新居浜市道路認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市が道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道として路線認定する道路について、必要な基準等を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 市道の路線に認定する道路は、一般公共の用に供する道路で次の各号に該当するものでなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

(1) 道路の起終点がともに国道、県道又は市道

のいずれかに接続している通り抜け道路

(2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接

続している循環状道路

(3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他方が公共施設等に接続している道路

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）その他の法令により築造され、起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、認定に関し道路管理者と協議済みの道路

(5) 市の道路事業で施工する道路

(6) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となつた区間で、市道として存置する必要のある道路

(認定の条件)

第3条 市道の路線に認定する道路は、次の各号

すべてに該当しなければならない。ただし、特に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の幅員が、4メートル以上であること。
- (2) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないこと。
- (3) 道路敷地に公共施設を除いた占用物件がないこと。
- (4) 側溝等の排水施設が完備されていること。
- (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡できること。（敷地については、所有者において分筆する。）
- (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担

等がないこと。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止)
- 2 新居浜市道路管理要綱（昭和49年制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の旧要綱により制定された市道は、新居浜市道路認定要綱第2条及び第3条の規定により認定されたものとみなす。

(3) 市域内橋梁

(20.4.1 現在)

種 別	総 数		永 久 橋		非 永 久 橋	
	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)
国 道	22	469.0	22	469.0	0	0
県 道	78	1,911.9	78	1,911.9	0	0
市 道	341	4,189.6	339	4,164.2	2	25.4
総 数	441	6,570.5	439	6,545.1	2	25.4

注：愛媛の道路（資料編）より

(4) 道路占用料

(19.9.28 改定)

占 用 物 件	単 位	占 用 料 (円)
電 柱	1本につき1年	1,000
電 話 柱		930
その他の柱類		72
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10
地下に設ける電線その他の線類		5
路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400
郵便差出箱及び信書便差出箱		600
広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400

占用物件		単位	占用料(円)	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	
	外径が1メートル以上のもの		950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価(以下「A」という。)に0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,900	
	地下に設ける通路		1,500	
	その他のもの		1,400	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日 44	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月 440	
道路法施行令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 440	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 4,400	
	標識		1本につき1年 1,100	
	旗お	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日 44	
		その他のもの	1本につき1月 440	
	幕	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 44	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月 440	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 4,400	
		その他のもの	2,200	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140	

占用物件	単位	占用料(円)
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額
	階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額
	階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額

(5) 道路占用料徴収実績 (平成20年度)

占用物件	単位	数量	金額(円)
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、電話柱等	1本につき1年	8,090 5,591,270
	上空及び地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	409,521 3,501,000
	公衆電話所等	1個につき1年	24 33,600
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	324,037 15,545,750
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		9,231 638,400
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		8,405 798,470
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		17,132 3,255,080
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		10,450 5,016,000
	外径が1メートル以上のもの		47 44,650
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	64	62,040
その他			407,830
合 計			34,894,090

(6) 安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設の整備を図るほか、道路パトロールによる常時巡回と補修を実施。

安全施設の設置状況

区分	年度	16	17	18	19	20
カーブミラー	台所	93	73	15	48	54
ガードレール	台所	7	4	7	6	10
ガードパイプ	m	616.6	374	418	428	1,152

4 建築

(1) 建築確認

ア 建築確認申請用途別受理件数 (単位：件)

年度 \ 区分	住 宅	賃 家	店 舗	店 住	工 場	事 務 所	そ の 他	計
16	501	73	24	23	77	16	183	897
17	604	78	27	28	83	15	158	993
18	610	69	40	30	59	17	154	979
19	504	55	24	15	48	13	136	795
20	502	56	20	15	56	18	76	743

イ 建築物確認・許可状況 (単位：件)

年 度		16	17	18	19	20
確 認 申 請 受 付	総 数	897	993	979	795	743
	1～3号建物確認申請	317	275	290	209	144
	4号建物確認申請	532	662	640	524	563
	工作物確認申請	26	30	29	33	20
	建築設備	22	26	20	29	16
確 検 計 適 計 許 許	認 済 画 合 画 通 通 可 申 可	871 498 14 14 9 41 39	986 645 2 3 6 19 19	975 630 4 4 2 30 32	825 723 4 4 4 34 33	749 643 9 9 6 27 23

注：1～3号建物、4号建物とは、建築基準法第6条第1項に規定する建物をいう。

ウ 違反建築件数 (単位：件)

年 度	16	17	18	19	20
違 反	1	2	1	1	0
是 正 完 了	0	1	0	0	1
是 正 指 導 中	1	1	3	3	2
是 正 命 令	0	0	1	0	0

5 市 営 住 宅

(1) 公営住宅

(21.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
南小松原	昭和28	耐火3階	24	新居浜市南小松原町9番
岸の上、上	31	簡耐平家	6	新居浜市岸の上町一丁目15番
弟地	31	木造平家	1	新居浜市別子山甲485番地
			4	新居浜市別子山甲497番地の1
保土野	31	木造平家	4	新居浜市別子山甲339番地の1
岸の上、下	32	木造平家	1	新居浜市岸の上町一丁目6番
治良丸西	35	木造平家	10	新居浜市萩生2613番地
治良丸西	35	木造平家	6	新居浜市萩生2613番地
治良丸南	35	簡耐平家	20	新居浜市萩生2833番地の1
治良丸南	35	簡耐平家	30	新居浜市萩生2833番地の1
治良丸西	36	木造平家	8	新居浜市萩生2613番地
篠場	36	木造平家	10	新居浜市篠場町7番
篠場	36	木造平家	22	新居浜市篠場町6番、7番
篠場	36	簡耐平家	12	新居浜市篠場町7番
篠場	36	簡耐平家	10	新居浜市篠場町7番
篠場	37	木造平家	12	新居浜市篠場町9番
篠場	37	木造平家	17	新居浜市篠場町6番、9番
篠場	37	簡耐平家	8	新居浜市篠場町9番
篠場	37	簡耐平家	19	新居浜市篠場町9番
治良丸北	37	木造平家	6	新居浜市萩生2632番地の1
篠場	38	簡耐平家	4	新居浜市篠場町7番
大生院	38	木造平家	12	新居浜市大生院215番地の1
治良丸北	38	木造平家	4	新居浜市萩生2632番地の1
篠場	38	木造平家	2	新居浜市篠場町8番
大生院	38	木造平家	20	新居浜市大生院215番地の1
大生院	38	簡耐平家	20	新居浜市大生院215番地の1
大生院	39	簡耐平家	12	新居浜市大生院215番地の1
大生院	39	簡耐2階	10	新居浜市大生院215番地の1

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
大生院	昭和39	簡耐平家	28	新居浜市大生院215番地の1
大生院	40	簡耐平家	12	新居浜市大生院215番地の1
大生院	40	簡耐2階	10	新居浜市大生院215番地の1
大生院	40	簡耐平家	23	新居浜市大生院215番地の1
大生院	41	簡耐2階	10	新居浜市大生院215番地の1
大生院	41	簡耐平家	12	新居浜市大生院215番地の1
大生院	42	簡耐平家	4	新居浜市大生院215番地の1
大生院	42	簡耐平家	8	新居浜市大生院215番地の1
大生院	42	簡耐2階	12	新居浜市大生院215番地の1
東田	43	簡耐平家	18	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	43	簡耐2階	30	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	44	簡耐平家	12	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	44	簡耐2階	12	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	44	中耐4階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	45	簡耐2階	18	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	45	簡耐2階	6	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東田	45	中耐4階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
元船木	46	簡耐2階	36	新居浜市船木甲2990番地の3
元船木	46	簡耐2階	12	新居浜市船木甲2990番地の3
泉宮	47	中耐4階	32	新居浜市泉宮町2番
桜木	48	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番
南小松原	48	中耐4階	16	新居浜市南小松原町7番
南小松原	49	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
南小松原	49	中耐4階	16	新居浜市南小松原町7番
瀬戸	49	中耐4階	16	新居浜市瀬戸町7番
南小松原	50	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
南小松原	51	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番
南小松原	51	中耐4階	16	新居浜市南小松原町9番
瀬戸	51	中耐4階	16	新居浜市瀬戸町7番
南小松原	52	中耐4階	32	新居浜市南小松原町9番
南小松原	52	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
寿	昭和52	中耐4階	16	新居浜市寿町12番
松原	53	中耐5階	60	新居浜市松原町6番
松原	54	中耐5階	35	新居浜市松原町6番
松原	54	中耐5階	25	新居浜市松原町6番
大島	54	簡耐2階	4	新居浜市大島甲1463番地の1
			4	新居浜市大島甲1466番地の1地先
松原	55	中耐5階	35	新居浜市松原町5番
松原	55	中耐5階	25	新居浜市松原町6番
高津	56	中耐3階	36	新居浜市高津町8番
瀬戸西	56	簡耐2階	5	新居浜市瀬戸町4番
大島東	56	簡耐2階	2	新居浜市大島甲13番地の1
			3	新居浜市大島甲13番地の1
城下	56	中耐5階	35	新居浜市郷五丁目6番
庄内	57	簡耐2階	10	新居浜市庄内町六丁目9番
西の土居	57	中耐3階	9	新居浜市西の土居町二丁目1番
			2	新居浜市西の土居町二丁目1番
滝の宮	57	簡耐2階	7	新居浜市西の土居町二丁目16番
新田	57	中耐3階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新須賀	58	中耐4階	16	新居浜市新須賀町二丁目9番
西原	58	中耐5階	20	新居浜市西原町二丁目4番
新田	58	中耐3階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新田第2	59	中耐5階	28	新居浜市新田町一丁目5番
			1	新居浜市新田町一丁目5番
			1	新居浜市新田町一丁目5番
新須賀	59	中耐4階	32	新居浜市新須賀町二丁目9番
新田第2	60	中耐5階	40	新居浜市新田町一丁目5番
坂井	60	中耐3階	12	新居浜市坂井町三丁目5番
北新町	61	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
北新町	61	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
北新町	62	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
北新町	62	中耐5階	70	新居浜市北新町3番

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
北新町	昭和63	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
南小松原	平成元	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番
西原	元	中耐3階	12	新居浜市西原二丁目4番
泉宮第2	元	中耐4階	20	新居浜市泉宮町6番
南小松原	2	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
横山南	3	中耐3階	12	新居浜市中萩町14番
横山北	3	中耐3階	16	新居浜市中萩町10番
			2	新居浜市中萩町10番
治良丸	4	中耐3階	18	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	4	中耐3階	16	新居浜市中萩町14番
			2	新居浜市中萩町14番
治良丸	5	中耐3階	12	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	5	中耐3階	12	新居浜市中萩町14番
治良丸	5	中耐3階	16	新居浜市萩生2707番地の1
			2	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	5	中耐3階	22	新居浜市中萩町14番
			2	新居浜市中萩町14番
治良丸	7	中耐3階	24	新居浜市萩生2653番地の1
			16	新居浜市萩生2651番地の1
			2	新居浜市萩生2651番地の1
治良丸	8	中耐3階	22	新居浜市萩生2715番地の3
			2	新居浜市萩生2715番地の3
治良丸	9	中耐3階	16	新居浜市萩生2691番地
			2	新居浜市萩生2691番地
治良丸	11	中耐3階	18	新居浜市萩生2730番地の1

(2) 改良住宅

(21.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
桜木	昭和45	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
桜木	46	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
南小松原	47	中耐4階	16	新居浜市南小松原町7番	7,700
桜木	47	中耐4階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
東雲	47	中耐4階	24	新居浜市東雲町三丁目7番	1,300
南小松原	48	中耐4階	32	新居浜市南小松原町9番	7,700
南小松原	49	中耐4階	16	新居浜市南小松原町9番	9,000

(3) その他の市営住宅

(21.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
平形	昭和17	木造平家	2	新居浜市平形町6番	290
新須賀共同	25	木造平家	9	新居浜市新須賀町四丁目3番	250
			2	新居浜市新須賀町四丁目3番	350
			1	新居浜市新須賀町四丁目3番	400
			1	新居浜市新須賀町四丁目3番	450
保土野	平成7	木造平家	1	新居浜市別子山甲339番地の1	1,200

(4) 活性化推進住宅

(21.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
草原	昭和31	木造平家	1	新居浜市別子山乙240番地の2	4,000
肉渕	平成4	木造2階	1	新居浜市別子山甲290番地の2	20,000
肉渕	5	耐火2階	4	新居浜市別子山甲303番地	16,000
			2	新居浜市別子山甲303番地	18,000
瓜生野	11	木造平家	4	新居浜市別子山甲140番地の2	18,000

(5) 収容施設

城下寮

本施設は、住宅に困っているものを収容し、保護するための収容施設で、昭和34年に設置、昭和56年度、57年度の2カ年で改築した。

所在 地	東雲町三丁目2番13号
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
敷 地 面 積	2,257.82m ²
建 物 面 積	546.92m ²
建 設 費	8,470万円
完成年月日	昭和57年11月29日
収 容 定 数	26世帯
入 居 数	19世帯

6 用 地

用地取得補償及び登記状況

(平成20年度)

事 業 別	件 数		用 地 取 得 面 積 (m ²)	用 地 取 得 費 (円)	物 件 等 補 償 費 (円)	登 記 件 数 (所有権移転)
	用 地	補 償				
都市計画街路事業	10	15	647.86	43,468,779	207,691,496	17
道 路 事 業	4	2	114.85	5,440,602	17,772,509	15
そ の 他 事 業	12	9	1,684.79	7,674,918	5,618,234	2
計	26	26	2,447.50	56,584,299	231,082,239	34

7 国道11号新居浜バイパス

国道11号は、徳島市を起点とし高松市を経て松山市に至る幹線道路で、四国の瀬戸内圏の文化・工業・経済を支える最重要路線である。

新居浜市周辺における交通量は1日20,000台を超える状況にあり、慢性的な交通混雑をきたしている。

こうした慢性的な交通混雑を緩和するため、(旧)建設省においてバイパスが計画され、昭和60年8月20日に新居浜バイパスが都市計画決定された。当バイパスは大生院から船木までの9.3kmで、幅員30~47.5m、一部高架の計画とされている。昭和62年度には、特に混雑の著しい東田三丁目から西喜光地町までの2.4kmが事業化され、平成2年度に工事着手された。

平成4年7月に、東田三丁目から二丁目間500m、平

成10年4月に東田二丁目から岸の上町二丁目間500m、平成15年2月に外山町から星原町間800m、さらには平成17年2月に星原町から寿町間100mが供用開始されると同時に、東田三丁目から市道駅裏角野線までの1.9kmが四車線となった。

平成20年3月には、主要地方道新居浜角野線までの500mが供用開始され、昭和62年度の事業化区間である2.4kmが全線供用開始されたことにより、松山自動車道新居浜インターチェンジから市内へのアクセス向上並びに現国道11号の交通混雑の緩和が図られた。

現在、残りの西喜光地町～大生院までの4.6km及び船木～東田三丁目までの2.3kmについても、早期に供用できるよう進められている。

